



令和 7 年 11 月 7 日

福島地方最低賃金審議会
会 長 熊 沢 透 殿

福島地方最低賃金審議会
福島県自動車小売業最低賃金
専門部会
部会長 元 井 貴 子

福島県自動車小売業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 7 年 9 月 18 日、福島地方最低賃金審議会において付託された福島県自動車小売業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、全会一致で、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

部会長

元 井 貴 子

部会長代理

森 谷 吉 博

熊 沢 透

労働者代表委員

鈴 木 克 佳

只 野 知 子

根 本 祐 作

使用者代表委員

大 内 淳 子

安 齋 淳

宗 形 義 孝

別紙

福島県自動車小売業最低賃金

福島県自動車小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
福島県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) 自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。）
 - (2) (1) の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
 - (3) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)の産業に分類されるものに限る。）
- 3 適用する労働者
前号の使用主に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後3月未満の者であつて、技能習得中のもの
 - (3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間1,098円
- 5 この最低賃金において、賃金に算入されないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり